

ミツヒロニュース



新緑の季節です。

4月に事業承継税制の手続き様式が発表されました。記入する項目は僅かなものですが、本当にこの制度を使うべきかは、よく

検討したうえで実行して頂きたいと思います。

特に第三者に株式を承継させる場合には、相続予定者に多大な負担が発生するケースがありますので、十分に気をつけてください。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇新事業承継税制の詳細が決まる
- ◇変更となった雇用上限期間の到来で退職する人の離職票の離職理由
- ◇出張族のクレジットカードからのポイント取得
- ◇今月のお勧めセミナー
第1回 実務講座
経理基礎編「経理実務の基礎」
- ◇あとがき
「切り札か、ババカ」

新事業承継税制の詳細が決まる

3月末に税制改正法案が成立し、平成30年度税制改正の目玉である事業承継税制の特例の制度の経営承継円滑化法施行規則が改正されました。4月2日に、中小企業庁が同庁HPに、計画の様式や制度概要のリーフレット等を公表し、新制度の適用に必要な計画の記載事項や添付書類の詳細が明らかとなりました。

1) 特例承継計画

①提出期限

新制度を適用するには、平成35年3月31日までに都道府県に「特例承継計画」の提出が必要です。本年4月1日から提出可能となっています。

②記載事項

- 会社について、主たる事業内容、資本金額等、常時使用する従業員の数
- 特例代表者について、氏名、代表権の有無、退任日
- 特例後継者について、3名まで記入可（ただし、代表権を持っていること）
- 特例後継者が株式等を取得するまでの期間と、その時期までの経営上の課題、当該課題への対応
- 特例後継者が株式等を承継した後、5年間の経営計画

③別紙

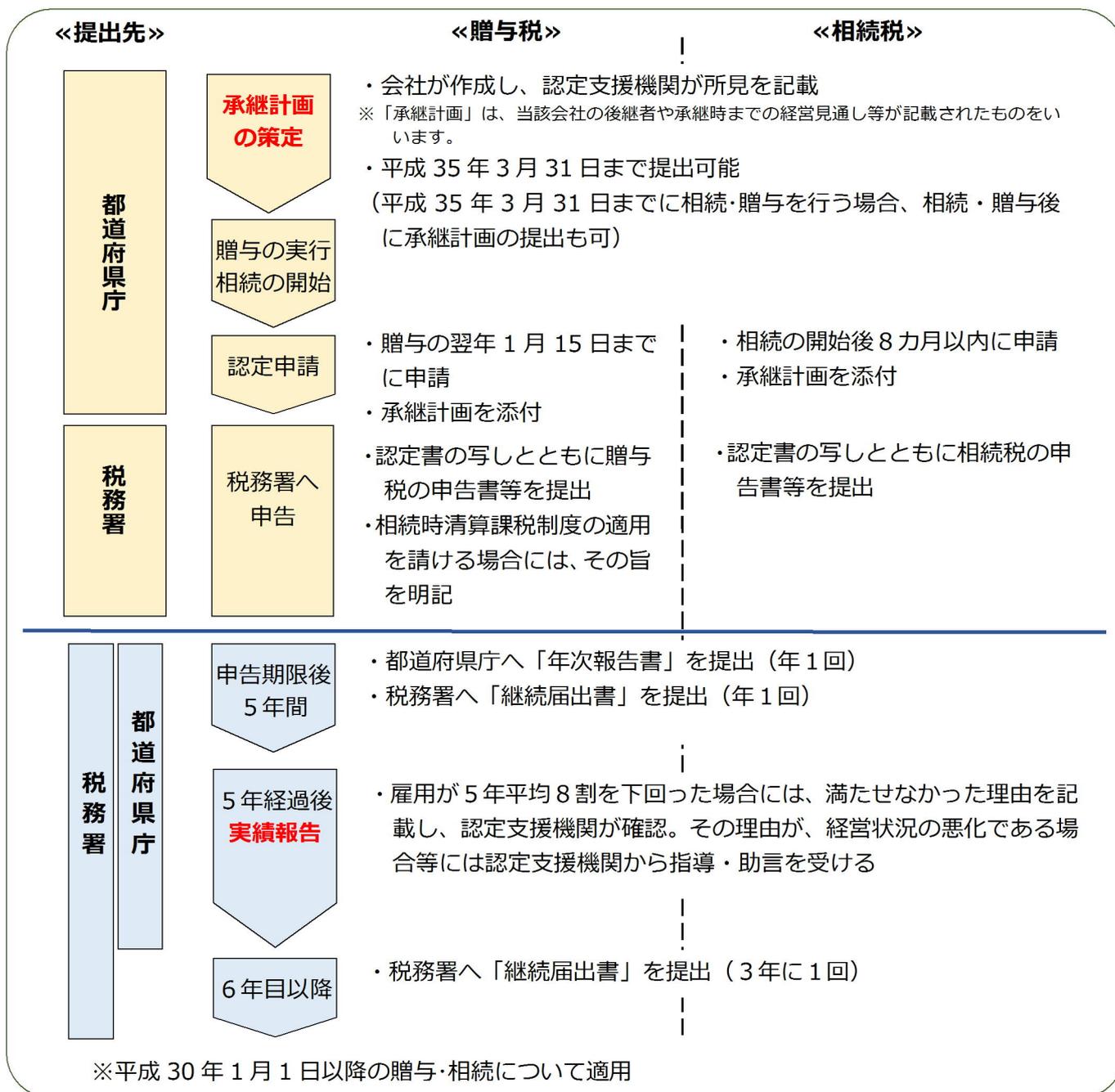
認定経営革新等支援機関による所見等

(次頁へつづく)

④ 特例承継計画（確認申請書）の添付書類と留意点（経営承継円滑化法施行規則 17②）

添付書類の種類	留意点
当該申請書の写し	申請書の原本だけでなく写しも提出が必要。
法人の登記事項証明書	当該確認申請日の前3か月以内に作成されたものに限る。既に会社の代表権が後継者に移されており、確認申請日において特例代表者が会社の代表者でなくなっている場合には、その特例代表者が会社の代表者であった旨の記載がされていることが必要。
従業員数証明書	認定経営革新等支援機関の指導・助言を請けた日における従業員数。フォーマットは任意で様式はなく、会社が自ら証明を宣言した文言を入れた文書を作成する。その文書のほか、「厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書」等も提出が必要となる。この従業員数とは「常時使用する従業員の数」のことで、厚生年金保険法等に規定する被保険者等に限られ、いわゆる短時間労働者などは含まれない（同規則1⑥）。

2) 事業承継税制の特例における手続の流れ



3) まとめ

この制度を適用するためには、平成35年3月31日までに承継計画を提出しなければ認められません。尚、提出後、内容の変更は可能です。対象となる方は、認定支援機関である税理士等に相談して提出していただければと思います。

変更となった雇用上限期間の到来で退職する人の離職票の離職理由

雇用保険の離職証明書（離職票）には、会社が把握した離職理由を記載することになっています。平成30年4月1日から、改正労働契約法による無期転換ルールの適用が本格化することに伴い、無期転換申込権が発生する前に雇止めする事案が発生していることから、有期契約労働者の更新上限到来による離職票の離職理由に関する取扱いが変更となりました。

有期契約労働者の離職理由

有期契約労働者が雇用契約期間の満了で退職する場合の離職票に記載する離職理由は、次の場合に応じてそれぞれに該当します。

1. 採用のときにあらかじめ更新上限の期間が定められており、その上限で退職するとき…「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」
2. 上記以外のとき…「労働契約期間満了によるもの」

取扱い変更の対象となる人

今回、離職理由の取扱い変更の対象となる人は、上記1. に該当する人のうち、次の①～③のいずれかに該当する場合です。

- ① 採用当初はなかった契約更新上限がその後追加された人、又は不更新条項が追加された人
- ② 採用当初の契約更新上限が、その後引き下げられた人
- ③ 平成24年8月10日以後に締結された4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が到来したことにより離職した人※

離職票の記載方法

取扱い変更に対応する人の離職理由欄の記入方法は、次のとおりです。

「採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職」を選択

「労働契約期間満了による離職」の際に記入する項目である「1回の契約期間、通算契約期間、契約更新回数」に事実関係を記入

該当する前述の①～③の理由を「具体的事情記載欄（事業主用）」に記載

なお、採用当初の雇用契約書と最終更新時の雇用契約書など、それぞれの事情が分かる書類を添付することも求められています。

※定年後の再雇用に関し定められた雇用期限到来は除きます。また、平成24年8月10日前から同一事業所の有期雇用労働者に対して、4年6ヶ月以上5年以下の契約更新上限が設定されていた場合を除きます。

一般的に、あらかじめ定められた雇用期限到来による離職の場合は一般受給資格者となりますが、今回の離職理由の取扱い変更により、特定受給資格者又は特定理由離職者へ受給資格が変更となり、給付日数が増えることがあります。離職票の離職理由の書き方に応じて受給資格が決定されるため、離職票作成には細心の注意を払う必要があります。

出張族のクレジットカードからのポイント取得

◆クレジットカード経費精算でポイント蓄積

業務上の出張では、立替払いで新幹線切符を購入しホテルの宿泊費も払い、ひと月に一度、前月分の経費精算をするというパターンの会社が多いのではないのでしょうか。

個人の経費立替時にクレジットカードで支払えば、カードの引落時期が通常1~2か月後であることから、会社の経費精算でお金が返還されるタイミングと合うため、個人の資金繰りに影響しないので便利です。

また、クレジットカードの利用で、平均0.5~1%程度のクレジットカードポイント（以下、クレジットカードポイントと略します）がカード会社から付与されます。ポイントは商品やギフト券、電子マネーや航空マイレージ等に交換することができ、ちょっとした出張の余禄といえます。

◆ポイント付与はカード会社の囲い込み戦略

最近、「公共料金の支払いを新規で当社のカードに切り替えると〇〇ポイント贈呈！」といったクレジットカード会社の広告を多く目にします。

クレジットカード会社の収益の源は、クレジットカードを代金回収に使っている会社から受け取る手数料です。どのカード会社のカードで決済するかは、支払う人の選択に委ねられますので、カード会社は魅力的なポイントを提示して利用者の囲い込みを図ります。クレジットカードポイントは、自社のカードで決済（=収益増進に貢献）してくれたことに対する会社から個人へのお礼です。

◆クレジットカードポイントにかかる課税問題

ポイント取得は、カード会社からのプレゼントですので、会社から個人への贈与となります。課税時期はポイントを商品や現金等に交換した時で、一時所得とされます。

一時所得は、50万円の特別控除があります。さらに総所得金額に合算時には1/2にされます。サラリーマンで給与を1か所からだけもらっている場合（=大半の方がこれに該当するはず）で、給与と所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

そのため、クレジットカードポイントが90万円相当以内（私的利用分も含まれます）であれば、他の所得がなければ、確定申告しなくとも構わないということになります。

これを超えるくらい出張が多くてポイントが貯まってしまった方は、確定申告が必要です。

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第1回 実務講座 経理基礎編「経理実務の基礎」

当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成というべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全5回シリーズで開催します。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

（開催日5月17日(木)セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。）

あとながき 和田です。最近の国会やニュースは、森友、加計、日報ばかりでうんざりします。シリア、ロシア、北朝鮮、中国など日本を取り巻く環境は刻一刻と変化しているのに、野党やマスコミはろくに取り扱いもしません。トランプ大統領は、米朝会談で拉致問題を取り上げると明言しており、万が一拉致問題の解決と非核化が実現できれば、日本のかかえる問題がひとつ解決することになります。一方、貿易赤字是正の次のターゲットは日本でしょうから、安倍政権の手腕が問われます。日本はアメリカを切ることはできないので、アメリカを上手に使いながら国益を守ってもらえたらと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

